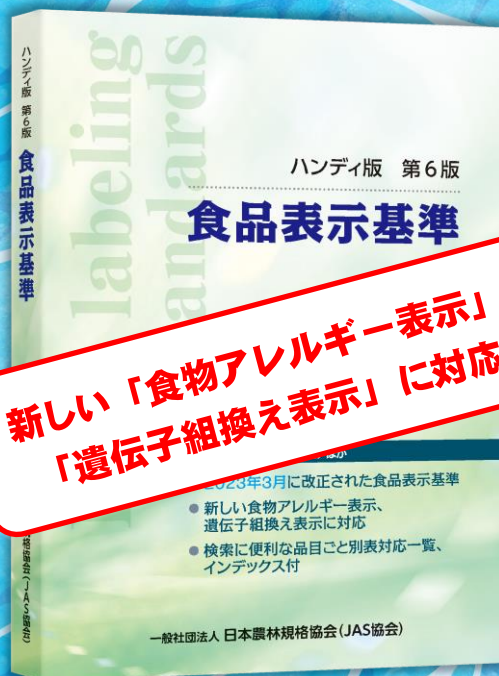


お待たせしました。

「ハンディ版 食品表示基準」の改訂第6版が、
新たに品目ごと別表対応一覧を追加して登場です。



利用者の声

「最新のルールを活用しやすく掲載！
今や”食品表示のバイブル”として
現場で離せない存在です。」

公立大学法人宮城大学 名誉教授 池戸 重信 様
(JAS 協会 食品製造業品質管理担当者等
一般講習会 講師)

- 定価: 3,500円(税込)
- JAS 協会員又は10冊以上まとめてご購入の方は、
会員価格 2,800円(税込) でご購入いただけます。
- 送料は、別途実費で頂戴いたします。

改訂
第6版

ハンディ版 食品表示基準

- 国が定めた食品表示のルールである「食品表示基準」を、持ち運びに便利な冊子(A5判)にまとめました。
- 「食品表示法」のほか、関係する政省令等が新たに附録されており、食品表示担当者のお役に立つ一冊です。
- 条項番号や別表ごとの詳細な目次とインデックスがあるので目的の情報が検索しやすくなっています。

出版物申込書 ※ 一般社団法人日本農林規格協会(JAS 協会)宛に FAX 03-3249-9388又は メール book@jasnet.or.jp にて送信してください。(■を@に置き換えてご送信ください。)

注文数量	改訂第6版「ハンディ版 食品表示基準」 × _____ 冊				
団体・企業名			部署名		
氏名			e-mail		
住所	〒 _____				
TEL			FAX		
JAS 会員番号			—		※会員の方はご記入下さい

事務局
記入欄

金額
受付No.
受付日 /
受注確認日 /
入金確認日 /
発送日 /

■お申込の流れ■ [お客様] お申込 → [JAS 協会] 受注確認のご連絡 → [お客様] お支払 → [JAS 協会] 入金確認後発送

発行・販売

一般社団法人 日本農林規格協会 (JAS 協会)

☎ 03-3249-7120 http://www.jasnet.or.jp/

目次紹介

■ 食品表示基準

第一章 総則	1
第1条（適用範囲）	1
第2条（定義）	1
第二章 加工食品	3
第一節 食品関連事業者に係る基準	3
第一款 一般用加工食品	3
第3条（横断的義務表示）	3
第4条（個別的義務表示）	28
第5条（義務表示の特例）	29
第6条（推奨表示）	30
第7条（任意表示）	30
第8条（表示の方式等）	34
第9条（表示禁止事項）	35
第二款 業務用加工食品	36
第10条（義務表示）	36
第11条（義務表示の特例）	40
第12条（任意表示）	41
第13条（表示の方式等）	42
第14条（表示禁止事項）	43
第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準	43
第15条（義務表示）	43
第16条（表示の方式等）	44
第17条（表示禁止事項）	44
第三章 生鮮食品	44
第一節 食品関連事業者に係る基準	44
第一款 一般用生鮮食品	44
第18条（横断的義務表示）	44
第19条（個別的義務表示）	52
第20条（義務表示の特例）	52
第21条（任意表示）	53
第22条（表示の方式等）	55
第23条（表示禁止事項）	56
第二款 業務用生鮮食品	57
第24条（義務表示）	57

第25条（義務表示の特例）	58
第26条（任意表示）	58
第27条（表示の方式等）	59
第28条（表示禁止事項）	59
第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準	60
第29条（義務表示）	60
第30条（表示の方式等）	60
第31条（表示禁止事項）	60
第四章 添加物	61
第一節 食品関連事業者に係る基準	61
第32条（義務表示）	61
第33条（義務表示の特例）	63
第34条（任意表示）	65
第35条（表示の方式等）	65
第36条（表示禁止事項）	67
第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準	67
第37条（義務表示）	67
第38条（表示の方式等）	68
第39条（表示禁止事項）	68
第五章 雑則	68
第40条（生食用牛肉の注意喚起表示）	68
第41条（努力義務）	68
附則	69
別表第1～別表第25	74
別記様式1～別記様式4	330

注：別表等には内容を示す表題を付記しています。

■ 附 録（関係法令等）

食品表示法	335
食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令	349
食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令	359
消費者基本計画（抜粋）	373
参考：表示に関する公正競争規約について	375

参考：個別品目ごとのルールについて（別表対応一覧）

食 品	別表第3	別表第4	別表第5	別表第19	別表第20	別表第22	別表第24
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別のルール	名称規制	個別的義務表示事項	表示の様式・方法	表示禁止事項	個別的義務表示事項
農産物缶詰及び農産物瓶詰	p. 78	p. 140	—	p. 266	p. 278	p. 295	—
トマト加工品	p. 85	p. 144	p. 212	p. 245	p. 279	p. 295	—
乾しいたけ	p. 88	p. 147	p. 212	—	—	p. 295	—
農産物漬物	p. 88	p. 147	—	—	—	p. 295	—
野菜冷凍食品	p. 92	—	—	—	—	—	—
ジャム類	p. 92	p. 150	—	p. 245	p. 280	p. 295	—
乾めん類	p. 92	p. 151	—	p. 245	p. 280	p. 295	—
即席めん	p. 93	p. 153	—	p. 246	—	p. 296	—
一即席めん類（即席めんのうち、生タイプ即席めん以外のもの）	(p. 93)	—	—	—	—	(p. 296)	—
マカロニ類	—	—	—	—	—	—	—
パン類	—	—	—	—	—	—	—
無菌充填豆	—	—	—	—	—	—	—
凍り豆腐	—	—	—	—	—	—	—
ハム類	—	—	—	—	—	—	—
プレスハム	—	—	—	—	—	—	—
混合プレスハム	—	—	—	—	—	—	—
ソーセージ	—	—	—	—	—	—	—
混合ソーセージ	—	—	—	—	—	—	—
ベーコン類	p. 102	p. 164	p. 214	—	—	p. 297	—
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	p. 103	p. 166	—	p. 274	p. 282	p. 298	—
食肉（異種混合等）	—	—	—	p. 247	—	—	—
食肉製品	—	—	—	p. 248	—	—	—
乳	—	—	—	p. 250	p. 282	—	—
乳製品	—	—	—	p. 251	—	—	—
一乳製品のうち、発酵乳及び乳酸菌飲料	—	—	—	(p. 251)	p. 283	—	—
一その他の乳製品	—	—	—	(p. 251)	p. 283	—	—
乳又は乳製品を主要原料とする食品	—	—	—	p. 253	—	—	—
一乳又は乳製品を主要原料とする食品のうち、乳酸菌飲料	—	—	—	(p. 253)	p. 284	—	—
鶏の液卵	—	—	—	p. 254	—	—	—

POINT 1
個別品目ごとのルールを探し
やすい「別表対応一覧」を
新たに作成

別表第10（第2条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値	栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	81g	—	25μg
脂質	—	—	—
飽和脂肪酸	—	—	—
n-3系脂肪酸	—	—	—
n-6系脂肪酸	—	—	—
炭水化物	320g	—	50μg
食物繊維	19g	ビタミンA	770μg
亜鉛	8.8mg	ビタミンB ₁	1.2mg
カリウム	2,800mg	ビタミンB ₂	1.4mg
カルシウム	680mg	ビタミンB ₆	1.3mg
鉄	10μg	ビタミンB ₁₂	2.4μg
—	28μg	ビタミンC	100mg
—	6.8mg	ビタミンD	5.5μg
—	—	ビタミンE	6.3mg
—	—	ビタミンK	150μg
—	—	葉酸	240μg
—	—	熱量	2,200kcal

POINT 2
縦書きの条文、漢数字を
横書き、アラビア数字に
置き換え

POINT 3
インデックス付きだから
目的の情報を探しやすい